

市の取組

施策の方向

目標

（案）

　厚木市立中央図書館

　館長　寺田　徳子　様

厚木市図書館協議会

会長　蓮見　優子

　　　新たな図書館の管理運営体制についての意見書（案）

　図書館法第14条第２項の規定により図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とされている。

　令和９年度予定で新たな複合施設に新図書館が建設されることから、望ましい管理運営体制について、本協議会で検討した結果を意見書としてまとめた。

１　今回の意見書の検討内容

　現在の図書館の管理運営体制は、「直営＋業務委託」であるが、新たな図書館の管理運営体制については、「直営＋業務委託」、「アドバイザリー併用型（直営＋業務委託＋アドバイザリー）」、「指定管理者制度」の３つの方式が考えられるため、それぞれの運営方式について、事務局からメリット・デメリットを示され検討した。

　また、新たな複合施設では、図書館と（仮称）未来館が同一フロア内に混在することから、一体的な運用、管理の是非について検討した結果、各々別の運営業者に任せた場合、利用者からの問い合わせや苦情に対し、一元的な対応が取れないことや、同じフロア内で指揮命令系統が複雑となり、市民サービスの低下を招く恐れがあることから、一体的な運用、管理が望ましいとの結論に達した。

（1）事務局から示された管理運営体制の比較

ア　直営＋業務委託について

　現在の図書館の管理運営体制をそのまま継続した場合、メリットとしては、指定管理者制度と比較して事業者選定期間が短期間になることや、直営であることから、事業の継続性が高いことがある。デメリットとしては、業務範囲が多岐にわたる中、ノウハウのある人材の確保等、管理体制を整える必要があることや、仕様書発注となるため、前例踏襲になりやすく、業務の硬直が懸念される。

イ　アドバイザリー併用型について

　　　　現在の図書館の管理運営体制（直営＋業務委託）のメリットに加え、複合施設に求められる新たなサービス等を検討する際にアドバイザーが有する高度な民間ノウハウを活用することができる。デメリットとしては、直営＋業務委託のデメリットに加え、アドバイザーの報酬に係る経費が必要になる。

ウ　指定管理者制度について

　　　　民間事業者のアイデア、ノウハウを活用することで、経費の削減や効果的な施設管理を期待できることや、事業の継続性が高く、民間主体のため、市の管理体制が整えやすいメリットがある。デメリットとしては、指定管理者は、自らの収入を確保するために人件費を抑制した場合、職員の雇用が不安定化し、図書館サービスの維持・向上を果たす上で専門的力量をもった職員の確保が困難になる。

２　新しい複合施設の管理運営体制についての提言

　本協議会では、新しい複合施設にふさわしい管理運営体制について検討した結果、どの管理運営体制がふさわしいかについては結論づけないが、いずれを選択した場合においても、次の事項を満たすことを望む。

（1）厚木市立中央図書館が長い歳月をかけて築き上げてきた図書館サービス等の

質や量を、可能な限り継続できる運営体制を選択すること。

（2）選書や除籍等、図書館の質を保つため、司書資格を有する職員を配置すること。

（3）新しい複合施設は、図書館と（仮称）未来館が同一フロア内に混在し、他に類を見ない施設となることから、開館後もサービスの低下を招かないよう、適切な管理運営体制を選択すること。

３　審議経過

　令和４年度第２回、第３回及び令和５年度第１回厚木市図書館協議会において、「新たな図書館及び（仮称）未来館の管理運営体制について」の審議を行った。

・令和４年度第２回厚木市図書館協議会

　日　時　令和５年１月31日（火）午前10時～12時

　場　所　厚木市立中央図書館４階会議室

　出席者　厚木市図書館協議会委員６人

　　　　　社会教育部長、中央図書館館長ほか

　内　容　「新たな図書館の管理運営方式の検討について」の審議

・令和４年度第３回厚木市図書館協議会

　日　時　令和５年３月28日（火）午前10時～12時

　場　所　厚木市立中央図書館４階会議室

　出席者　厚木市図書館協議会委員６人

　　　　　社会教育部長、中央図書館館長ほか

　内　容　「新たな図書館及び（仮称）未来館の管理運営体制について」の審議

・令和５年度第１回厚木市図書館協議会

　日　時　令和５年７月27日（木）午後１時～３時

　場　所　厚木市立中央図書館４階会議室

　出席者　厚木市図書館協議会委員６人

　　　　　社会教育部長、中央図書館館長ほか

　内　容　「新たな図書館の管理運営方式の検討について」の意見書に係る審議

【参考】

１　平成23年度の諮問・答申内容

　平成15年の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理運営方法として新たに指定管理者制度が導入され、民間事業者による管理運営が可能となった。それに伴い本市では、平成17年度に「委託化等推進のための基本方針」を策定し、民間でできることは民間に委ねることを基本とし、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、指定管理者制度の導入について検討するものとする考え方が示された。

　この方針を基に、平成23年７月13日に館長から本協議会に対し、「厚木市立図書館への指定管理者制度の導入について」の諮問がなされ、その後協議を重ねた結果、指定管理者制度を導入する場合、次の課題に対する懸念から、平成26年度からの指定管理者制度は見送られた。

２　指定管理者制度を導入する場合の課題

（1）市民が望んでいる図書館の在り方を把握するとともに、図書館の役割を明確に

した上で、将来の図書館像及び運営の方針を定めた図書館計画を立案し、公表す

る。

（2）市民との協働及びボランティアとの連携策を公表して、図書館協力者の理解を

得る。

（3）厚木市立図書館にふさわしい蔵書構成を維持するための資料収集基準を策定する。